

**第5期(令和3～7年度)**  
**宮崎県庁地球温暖化対策実行計画**  
**(事務事業編)**

令和3年3月  
宮崎県

## 目 次

1	趣旨	1
2	基本的事項	2
	(1) 対象とする範囲	
	(2) 対象とする温室効果ガス	
	(3) 算定方法	
	(4) 計画期間	
	(5) 計画の位置付け	
3	温室効果ガスの排出状況	3
4	温室効果ガス排出量の削減目標	5
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 削減目標	
5	目標達成に向けた取組	6
6	進捗状況の公表	6

## 1 趣旨

近年、異常気象による災害が増加するとともに、農作物や生態系への影響等が懸念されていますが、その主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

このため、国際的な動きとして、平成27年12月のパリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされたことを受け、平成30年度には、I P C C（国連の気候変動に関する政府間パネル）が通称「1.5℃特別報告書」を公表し、1.5℃の上昇に食い止める目標を達成するには、全世界の二酸化炭素排出量を2050年頃には実質ゼロにする必要があると示されました。

国においては、平成28年に地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減とすることが掲げられました。

また、令和2年10月には、菅首相が2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことを宣言しました。

本県においても令和3年3月策定の「第四次宮崎県環境基本計画」において、温室効果ガス排出量を、国と同様に、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減するとともに、2050年度に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする重点プロジェクトを掲げ、削減対策に取り組むこととしています。

この目標を達成するためには、環境保全施策を推進する主体であると同時に、大規模な消費者・事業者でもある県庁が、率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組み、県民や事業者、市町村等の環境保全活動を誘発することが重要です。

そこで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき策定が義務付けられた地方公共団体実行計画（事務事業編）として「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」を策定し、県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガスの排出量削減に一層取り組むこととしました。

## 2 基本的事項

### (1) 対象とする範囲

本計画の対象は、知事部局、県教育委員会（県立学校を含む）、県警察本部（警察署を含む）、企業局、病院局（県立病院を含む）、県議会事務局、各種委員会の全ての事務・事業とします。

また、本計画から指定管理者が管理を行う公の施設及び交通信号機等の設備についても対象とします。

### (2) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類とします。

### (3) 算定方法

温室効果ガスの排出量は、環境省が提供する地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムにより算定します。

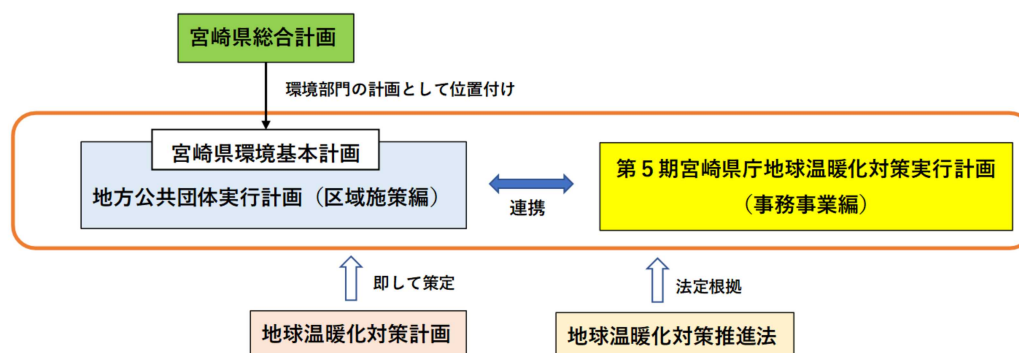
### (4) 計画期間

本計画の期間は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とし、数値目標の基準年度は2013(平成25)年度とします。

### (5) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付けられます。

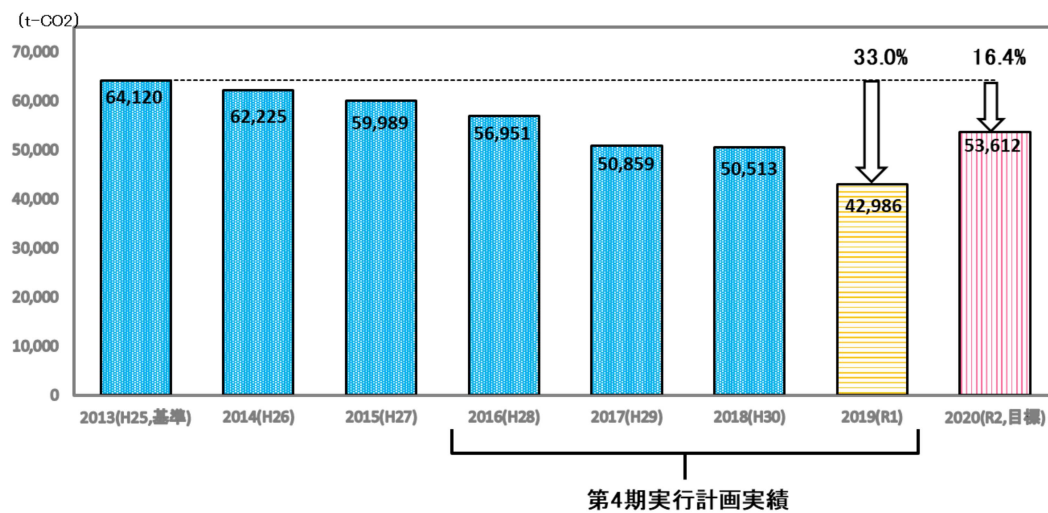
また、「宮崎県総合計画」、「宮崎県環境基本計画（地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付け）」と整合を図りながら策定しています。



### 3 温室効果ガスの排出状況

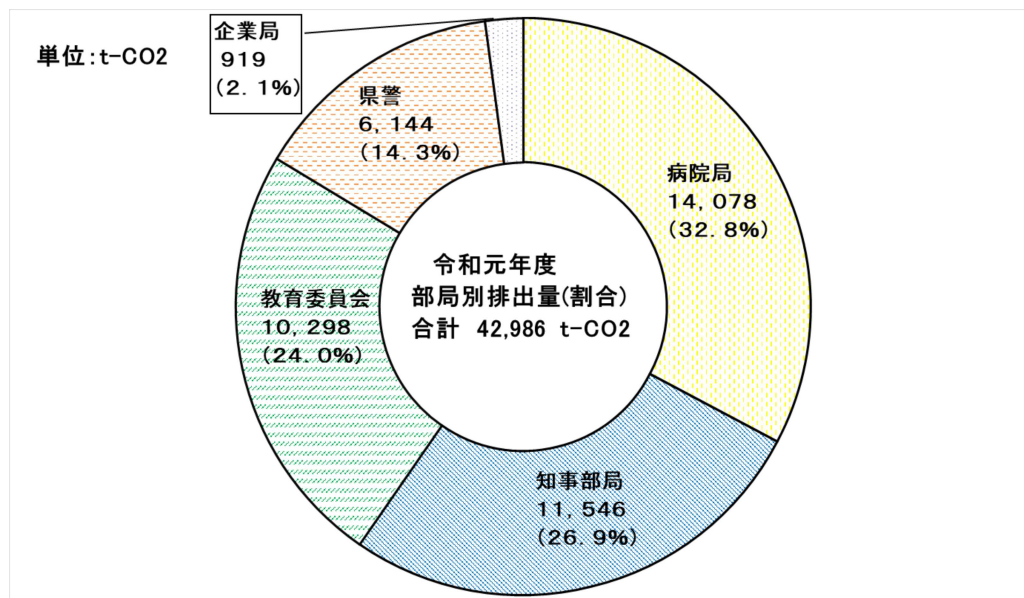
宮崎県庁では、平成12年10月に策定した「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」を5年おきに見直しながら、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

前計画である第4期宮崎県庁地球温暖化対策実行計画に基づく「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013(平成25)年度の64,120t-CO<sub>2</sub>から直近の2019(令和元)年度は42,986t-CO<sub>2</sub>と約33.0%(21,134t-CO<sub>2</sub>)の削減となっており、2020(令和2)年度までに基準年比16.4%削減という目標を現時点では達成しています。

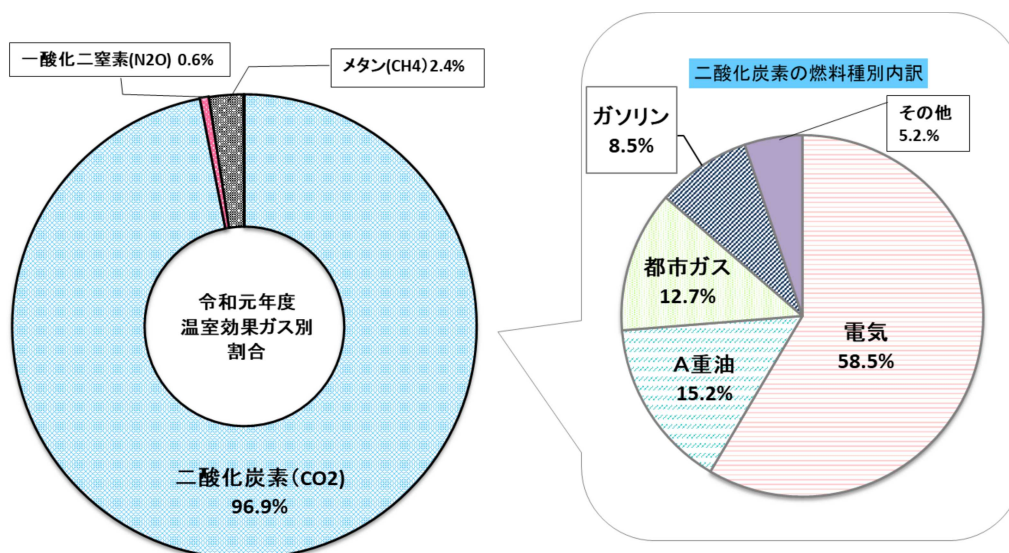


※第4期宮崎県庁地球温暖化対策実行計画では、指定管理者が管理を行う  
公の施設及び交通信号機等の設備については対象外となっています。

2019(令和元)年度の部局別の排出割合は、病院局が全体の32.8%を占め、次いで知事部局26.9%、教育委員会24.0%、県警14.3%、企業局2.1%となっています。



また、温室効果ガス別の内訳では、二酸化炭素が96.9%を占めており、そのうち、58.5%が電気の使用に起因しています。次いで A重油15.2%、都市ガス12.7%、ガソリン8.5%となっています。



## 4 温室効果ガス排出量の削減目標

### (1) 目標設定の考え方

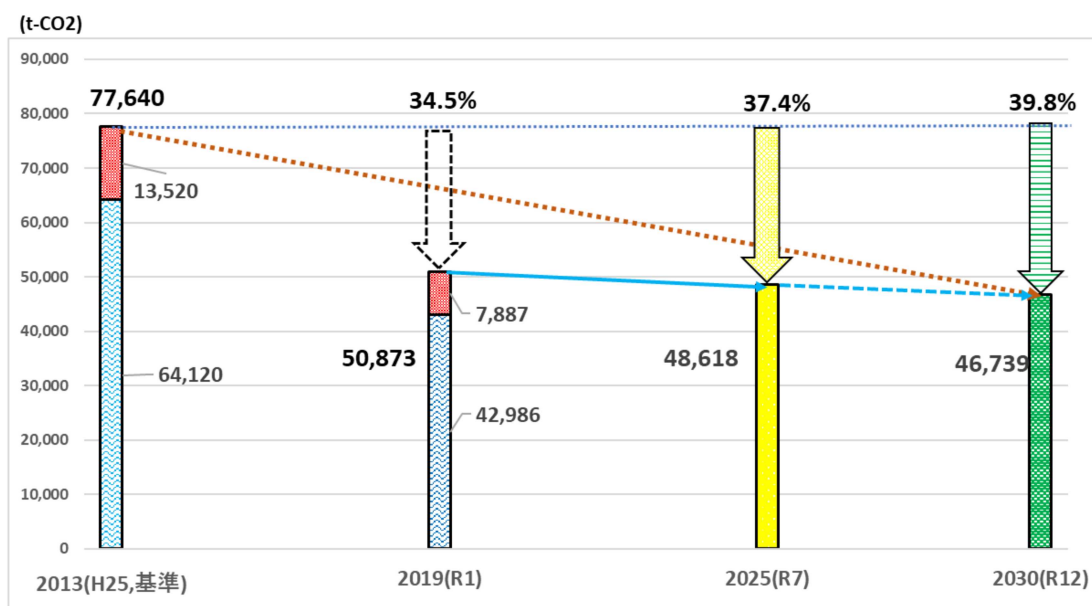
国の地球温暖化対策計画では、2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度の排出量に比べ26%削減を掲げるとともに、部門別の内訳において、業務部門は同年度比で39.8%削減することを設定しています。

業務部門である県庁においても、国の目標を踏まえ、同様の削減目標を設定します。

なお、本計画から事務・事業によって生じる温室効果ガス排出量をより正確に把握するため、指定管理者が管理を行う公の施設及び交通信号機等の設備についても対象に加えることとし、基準値である2013(平成25)年度の県庁からの排出量は77,640t-CO<sub>2</sub>となります。

### (2) 削減目標

県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガス排出量の削減目標を、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度の排出量に比べ39.8%削減と設定し、この目標を達成するため、本計画の終期である2025(令和7)年度までに温室効果ガス排出量を37.4%削減(2013年度比)とし、直近の実績値である2019(令和元)年度から2.9%(2,255t-CO<sub>2</sub>)削減することを目標とします。



## 5 目標達成に向けた取組

「4 温室効果ガス排出量の削減目標」を達成するため、事務・事業の執行に際し、職員一人ひとりが常に環境配慮の意識を持ち、積極的に環境負荷の低減に取り組むこととします。

なお、具体的な実践方法は「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画推進要領（エコプラン）」に定めるものとします。

## 6 進捗状況の公表

本計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成状況を把握するため、定期的に点検を行うこととし、その結果については県庁ホームページ等で毎年度公表します。